

## 東日本大震災の被害状況について

### 1 地震に関する状況

#### 1) 震源に関する情報

発生日時 平成23年3月11日(金) 14:46頃  
震源地 三陸沖(北緯38.0度、東経142.9度)  
震源の深さ 約10km 規模 マグニチュード9.0

#### 2) 震度に関する情報(市内の最大)

震度5強(南郷区)  
最大の余震 4月7日(木) 23:32頃 震度5強(南郷区)

#### 3) 津波に関する情報(青森県太平洋沿岸)

3月11日14:49 津波警報(1m)発表  
3月11日15:14 大津波警報(3m)へ切り替え  
3月12日20:20 大津波から津波警報(高いところで2m)へ切り替え  
3月11日15:22 第1波 -0.8m  
3月11日16:51 最大波 2.7m以上(6.2m:痕跡等から推定した津波の高さ、4/5 気象庁発表)  
4月7日23:34 津波注意報(0.5m)発表  
4月8日00:55 津波注意報解除

### 2 八戸市災害対策本部 3月11日 15:00 設置

第1回本部員会議 3月11日 15:00

第11回本部員会議 4月8日 13:00

### 3 対応状況

沿岸部の住民に避難指示 3月11日 15:05  
・対象世帯 12,859世帯 対象人員 29,857人  
避難所25か所の開設指示 3月11日 15:05  
防災無線(15:05~) 消防関係車両による広報  
避難者への毛布・食糧などの配布  
自衛隊へ支援要請し、炊き出しや海洋探査船「ちきゅう」からの救出など  
避難所での健康相談 3月11日~  
災害ボランティアセンター設置 3月14日 15:00~ 八戸市総合福祉会館1階ロビー  
災害義援金受付口座開設 3月16日~  
避難所巡回相談(3月22日~24日) 災証明書、市営住宅等一時入居の相談  
避難世帯応援チーム結成(支援期間3月30日~4月30日)  
災害見舞金(第一次)及び生活必需品給付の申請受付(受付期間4月12日~5月2日)

### 4 避難所及び避難者

最大避難所数 69箇所(3月12日00時00分現在)

最大避難者数 9,257名( " )

最新避難所数 6箇所(4月15日06時00分)

最新避難者数 152名( " )

避難指示等発表状況

3月11日 15:05 避難所開設、避難指示

3月13日 18:02 避難指示解除

3月14日 10:46 避難勧告(11:15 久慈港 潮位 - 50 cm 海上保安部より)  
 3月14日 12:30 避難指示解除(11:16 避難指示へ切り替え)  
 4月7日 23:52 避難勧告  
 4月8日 00:55 避難勧告解除

5 主な被害状況等(平成23年4月14日17:00現在)

被害区分	被害の状況
1) 人的被害	死亡1名 行方不明者1名 重傷10名 軽傷12名 うち重傷4名、軽傷1名は、4月7日の余震による負傷者。 岩手県内での人的被害 死者3名 行方不明者2名
2) 建物被害	全壊 217棟 大規模半壊 207棟 半壊 703棟 3/31日付け内閣府から住家の判定基準の変更の通知があり変更となったもの。
3) 観光関係施設	マリエントで海水汲み上げポンプ水没のため使用不可等 蕪島周辺でトイレ水没、プレハブ売店流出 など 白浜海水浴場施設(トイレ、監視棟)シャッター、窓ガラス破損 など 種差海岸遊歩道 遊歩道の一部損傷及び案内版破損 など
4) 商工関係	八戸港国際物流ターミナル 事務所2階部分の崩落 など 八戸駅前連絡通路 ユートリー及び八戸駅舎との接合部分の破損等 八戸地域地場産業振興センター 内壁面及び窓ガラス等破損
5) 農林関係	市川地区の水田、畑の浸水、いちご等栽培用パイプハウス全壊 八戸苺生産組合の建物被害 など
6) 水産関係	第1魚市場、第2魚市場、第3魚市場、卸売場 卸売業者詰所全壊等 ・第3魚市場で津波浸水約2m A棟、B棟 大型タンカー岸壁乗り上げ、魚体搬送設備、製氷設備破損等 水産会館 1階各室 全損 一種漁港(白浜ほか) 作業小屋全壊、漁船破損・流出 など 漁船 中型いか釣り漁船 岸壁打ち上げ(6隻)等 水産加工場等施設の1階部分全損 など 市川船溜り 漁協施設全損、漁船流出 など
7) 福祉関係	新湊はますか保育園(3/25再開)、浜市川保育園(3/22再開)津波により浸水 しみず保育園ほか3保育園 トイレ壁タイルにひび等 老人いこいの家海浜荘 1m20cm浸水
8) 建設関係	館鼻汚水中継ポンプ場 津波によるポンプ場建物・設備の損傷 市川町字下揚地先水路 延長L=350m、厚さ30cm約770m <sup>3</sup> 土砂堆積 など 市道桔梗野長者久保線陥没 L=7.0m W6.0m 沈下量=42cm(応急復旧済) 市道61路線 ごみ流出堆積(うち市道白浜海水浴場線通行止め)等 八太郎北防波堤先端部を中心に損壊 など
9) 体育施設関係	長根公園 パイピングリンク破損、体育館の階段モルタル落下等 南部山健康運動センター 体育館天井パネル落下等
10) 文教関係施設	八戸小学校ほか39小学校 外壁剥離・落下等 第一中学校ほか16中学校 EXJ破損等 小中野公民館ほか9公民館 床ひび割れ、天井はがれ等 給食センター 北地区ほか3給食センター 調理場天井の一部剥離・落下等 八戸市公会堂 音響反射板昇降用マシン・ガイドレール破損等 八戸市公民館 外壁ひび割れ、タイル剥落等

11) ライフライン	<p>東北電力（地震直後から市内全域停電）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3月12日夜 市内順次復旧（市庁 3/12 22:15 復旧）</li> <li>・ 4月6日 15:00 市内全域復旧</li> <li>・ 4月7日 23:32 市内全域停電（余震により）</li> <li>・ 4月8日 11:32 市民病院復旧</li> <li>・ 4月8日 11:51 市庁別館復旧</li> <li>・ 4月8日 11:54 市庁本館復旧</li> <li>・ 4月8日 15:34 市内全域復旧</li> </ul> <p>八戸ガス 3月12日 13:00以降大口需要先（市営住宅等）12件で供給停止 3月14日 00:30 都市ガス供給開始</p> <p>水道 南郷区島守地区 水源地取水停止（復旧済）</p> <p>バス 市営バス、南部バスともに通常運行</p> <p>鉄道 <u>青い森鉄道（4/15）【青森～八戸】通常ダイヤ（全路線通常運行）</u> <u>JR八戸線（4/15）【八戸～階上】運行本数を減らして運行</u> <u>（4/15）【階上～久慈】運転見合わせ</u> <u>（久慈～階上間 代行バス運行1日3往復）</u> <u>東北新幹線（4/15）【盛岡～新青森】10往復運転</u> 他の区間も順次再開予定</p> <p>高速道路 【八戸道】【東北自動車道】ともに通行規制なし</p>
12) 公共施設	<p>市庁本館 天井材、壁材の一部剥離・落下（主に4～5階）等</p> <p>防災無線 津波浸水により一部放送不可</p> <p>南郷区役所 庁舎天井照明落下破損等</p> <p>八戸市斎場 電気温水器配管破裂等</p> <p>まつりんぐ広場おまつり広場路面段差延べ11m</p>

被災者からの相談の主な窓口一覧

平成23年4月15日現在

項目	県	地域県民局	八戸市
総合窓口	生活再建・産業復興局 017-734-9580	地域連携部	防災危機管理課 防災対策グループ 0178-43-2147
公営住宅に関する相談	建築住宅課 住宅政策G 017-734-9692	地域整備部	建築住宅課 公営住宅グループ 0178-43-9109
住宅の応急修理に関する相談			建築住宅課 営繕管理グループ 0178-43-9415
被災建築物の応急危険度判定に関する相談	建築住宅課 建築指導G 017-734-9693	地域整備部	建築指導課 建築指導グループ 0178-43-9137
建築確認申請に関する相談			建築指導課 建築審査グループ 0178-43-9438
生活に関する相談	健康福祉政策課 保護・援護G 017-734-9278	福祉事務所	被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金に関する相談 福祉政策課 福祉政策グループ 0178-43-9258
			生活保護に関する相談 生活福祉課 生活福祉第一グループ 43-9307 生活福祉第二グループ 43-9308 生活福祉第三グループ 43-9312 生活福祉第四グループ 43-9320 生活福祉第五グループ 43-9316
生活必需品の給付に関する相談			福祉政策課 災害見舞金担当 0178-43-9317
健康に関する相談	健康福祉政策課 企画政策G 017-734-9277	保健所	健康増進課 母子保健グループ・成人保健グループ 0178-43-9271・0178-43-9184
医療に関する相談	医療薬務課 地域医療政策G 017-734-9287	保健所	健康増進課 管理グループ 0178-43-9061
心のケアに関する相談	障害福祉課 障害企画・精神保健G 017-734-9307	保健所	健康増進課 母子保健グループ・成人保健グループ 0178-43-9271・0178-43-9184 総合教育センター(子どもの心のケア) ・教育相談「うみねこ」 0178-46-0653
障害福祉に関する相談	障害福祉課 障害者支援G 017-734-9308		障がい福祉課 障がい福祉グループ・自立支援グループ 0178-43-9106・43-9343

被災者からの相談の主な窓口一覧

平成23年4月15日現在

項目	県	地域県民局	八戸市
介護保険に関する相談	高齢福祉保険課 介護保険 G 017-734-9340		介護保険課 管理グループ 0178-43-9083 保険料グループ 0178-43-9285 給付事業者グループ 0178-43-9292
国民健康保険に関する相談	高齢福祉保険課 国民健康保険 G 017-734-9320		国保年金課 国保税に関すること 国保税グループ 0178-43-9384 給付に関すること 管理給付グループ 0178-43-9314
後期高齢者医療保険料に関する相談			国保年金課 後期高齢者医療グループ 0178-43-9065
子育て（福祉サービス）に関する相談	こどもみらい課 子育て支援 G 017-734-9301	児童相談所 福祉事務所	子ども家庭課 家庭福祉グループ 0178-43-9342
保育料に関する相談			子ども家庭課 子ども福祉グループ 0178-43-9094
母子保健に関する相談	こどもみらい課 家庭支援 G 017-734-9303	保健所	健康増進課 母子保健グループ 0178-43-9271
放射性物質の身体への付着の有無に関する健康相談	医療薬務課 薬務指導 G 017-734-9289	保健所	健康増進課 母子保健グループ 0178-43-9271
被災家屋の解体等に関する相談			環境政策課 環境政策推進グループ 0178-43-9265 資源リサイクルグループ 0178-43-9362
し尿汲み取りに関する相談			環境保全課 生活衛生グループ 0178-43-9375
災害ごみに関する相談			清掃事務所 管理グループ 0178-27-4511
			環境政策課 環境政策推進グループ 0178-43-9265 資源リサイクルグループ 0178-43-9362

## 被災者からの相談の主な窓口一覧

平成23年4月15日現在

項目	県	地域県民局	八戸市
水道料金に関する相談			八戸圏域水道企業団 料金課 調定グループ 0178-70-7012
下水道料金・下水道受益者負担金に関する相談			下水道事務所 下水道業務課 料金グループ 0178-44-8251
小・中学校への転入学支援	教育庁学校教育課 小中学校指導 G 017-734-9859	教育事務所	教育委員会 学校教育課 学務グループ 0178-43-9457
特別支援学校への転入学支援	教育庁学校教育課 特別支援教育推進室 017-734-9882		教育委員会 学校教育課 学務グループ 0178-43-9457
八戸市奨学金の返済に関する相談			教育委員会 学校教育課 学務グループ 0178-43-9457
学用品の給付に関する相談			教育委員会 学校教育課 学務グループ 0178-43-9457
高等学校への転入学支援	教育庁学校教育課 高等学校指導 G 017-734-9883		
経営・金融及び雇用支援に関する相談	商工政策課 商工金融 G 017-734-9368 経営支援課 中小企業支援 G 017-734-9375 労政・能力開発課 労働福祉 G 017-734-9397		商工政策課 商工振興グループ 0178-43-9242 雇用支援対策課 雇用支援対策グループ 0178-43-9038 (雇用促進住宅への入居に関する相談を含む)
消費生活に関する相談	青森県消費生活センター 青森相談室 017-722-3343 八戸相談室 0178-27-3381 むつ相談室 0175-22-7051		商工政策課 消費生活センターグループ 0178-43-9524
水産業に関する相談			
漁船・漁業用施設、経営等の再建	水産振興課 企画・普及 G 017-734-9592	地域農林水産部 水産事務所	水産事務所水産振興課 漁業振興グループ 0178-33-2115
漁港・漁場施設等の復旧	漁港漁場整備課 企画・振興 G 017-734-9615	地域農林水産部 漁港漁場整備事務所	水産事務所水産振興課 漁業振興グループ 0178-33-2115

被災者からの相談の主な窓口一覧

平成23年4月15日現在

項目	県	地域県民局	八戸市
畜産業に関する相談	畜産課 経営支援G 017-734-9491	地域農林水産部 農業普及振興室 畜産課	農林畜産課 農畜産グループ 0178-43-9254
農業に関する相談			
栽培技術	農林水産政策課 農業改良普及G 017-734-9473	地域農林水産部 農業普及振興室	農業経営振興センター 生産振興グループ 0178-27-9163
ビニールハウス復旧	農産園芸課 野菜・畑作振興G 017-734-9481		農業経営振興センター 生産振興グループ 0178-27-9163
農業関係の資金借入、償還条件緩和	団体経営改善課 農業団体指導G 017-734-9459		農業経営振興センター 経営支援グループ 0178-27-9163
農地・農業用施設の復旧	農村整備課 防災・積算G 017-734-9556		農林畜産課 農林環境グループ 0178-43-9052
県税に関する相談	税務課 指導G 017-734-9066	県税部	
市町村税に関する相談	市町村振興課 税政G 017-734-9065		市税の徴収猶予に関する相談 収納課 (滞納整理) 整理第一グループ 0178-43-9173 (減免) 管理グループ 0178-43-9172 り災証明書に関する相談 住民税課 (個人住民税) 個人住民税グループ 0178-43-9232 (法人諸税) 法人諸税グループ 0178-43-2179 固定資産証明(滅失証明)に関する相談 資産税課 (固定資産税) 管理償却グループ 0178-43-9037

## 東日本大震災に係る災害復旧等予算措置所要額について

(4/15現在概算額)

去る3月11日に発生した「東日本大震災」により、当市においても死傷者や多くの住宅被害が出たほか、港湾、漁港施設などの多くの施設で甚大な被害が発生。

当市においては、民間も含め、現在、様々な復旧対策が行われているが、このうち市の予算措置により対応するものは、災害廃棄物の処分などの被災者支援経費、市の各種施設の災害復旧経費及び中小企業災害復旧支援経費など。

災害対応に要する予算措置については、緊急的・応急的な経費について予備費を活用し、その後必要となった経費については補正予算の専決処分により対応することとしている。

4月15日現在での予算措置所要額は総額54億円。

### 《主な予算措置所要額》

民生費	・住宅応急修理経費	3.5億円
	・災害援護資金貸付金	1.3億円
	・生活必需品給付経費	1億円
	・避難所関連経費	0.7億円
衛生費	・災害廃棄物等撤去・運搬・処分経費	38億円
商工費	・中小企業災害復旧資金特別保証制度 保証料・利子補給補助金	0.7億円
災害復旧費	・公会堂・公民館外壁等災害復旧経費	2億円

※ これらは現時点での経費見込みであり、災害廃棄物の処分に要する経費について膨大な量の処理が必要になると見込まれるなど、今後、大幅に変動する可能性もある。

うち平成22年度措置済 2.3億円

- ・予備費 (0.5億円) 避難所開設経費  
観光関係被災施設立ち入り禁止措置経費等
- ・3月専決 (1.8億円) 災害廃棄物等撤去・運搬・処分経費  
避難所関連経費等



# 雇用創出基金事業の活用による被災者の雇用機会の創出

東北地方太平洋沖地震  
対策特別委員会資料  
平成23年4月15日  
商工労働部雇用支援対策課

## 対策の趣旨

- ◆ 東日本大震災により仕事を失われた方々の雇用の場を早急に確保するため、雇用創出のための基金事業の要件を緩和し、積極的に活用する。

## 1. 重点分野雇用創造事業の要件緩和(全国の交付額:3,500億円)

- ◆ 対象分野に「震災対応分野」を追加。

※現行の対象分野:介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、  
教育・研究、都道府県が設定する4分野

- ◆ 「震災対応分野」で実施する事業は、被災者を雇用。

※9県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉)の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者。

- ◆ 都道府県又は市町村の臨時職員として雇用し、以下のような事業を実施することが可能。(企業、NPO等への委託による実施も可能。)

- 避難所において、子どもの一時預かりや高齢者の見守りを行う事業
- 避難所や被災地域の治安確保のためのパトロールを行う事業
- がれきや漂流物の仕分け・片付け、高齢者宅の片付け支援を行う事業
- 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業

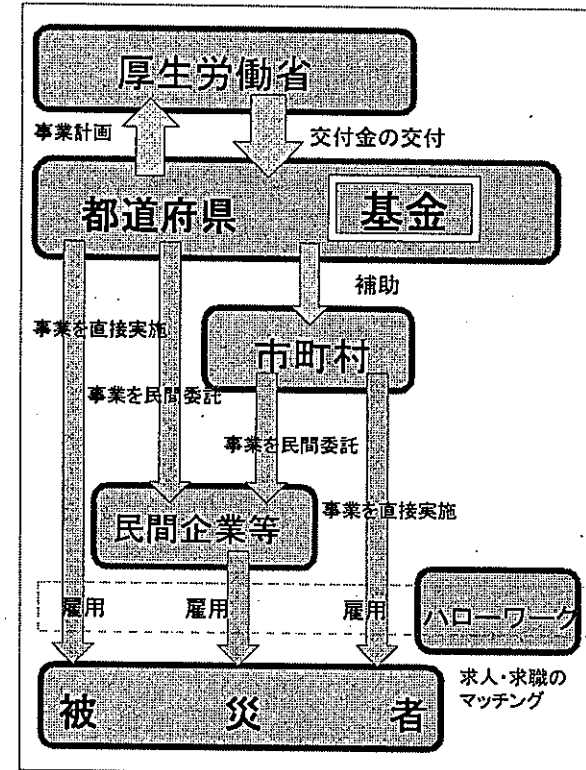
- ◆ 現行「1年以内。更新不可」の雇用期間について、更新を可能とするとともに、既に通算1年雇用されたことがある方も再度の雇用を可能とする。

## 2. 緊急雇用創出事業の要件緩和(全国の交付額:4,500億円)

- ◆ 「震災対応分野」と同様の事業を実施することが可能。

- ◆ 現行「6月以内。1回更新可」の雇用期間について、複数回更新を可能とするとともに、既に通算1年雇用されたことがある方も再度の雇用を可能とする。

## 《事業スキーム》



雇用機会の創出

※基金事業：離職した失業者等の雇用機会を創出するため、国が交付する交付金を財源として、各都道府県に基金を造成。都道府県及び市町村はこの基金を活用し、雇用の場を創る事業を実施。平成23年度まで実施。

## 青森県東北地方太平洋沖地震義援金配分委員会の決定事項について

## 1 概要

平成 23 年 4 月 14 日に第 1 回青森県東北地方太平洋沖地震義援金配分委員会が開催され、県が受け入れた義援金及び国（日本赤十字社等）から配分される義援金（第一次）の配分について決定した。

## 2 義援金の額（4 月 13 日現在）

県分	約 5 億 2 千万円
日本赤十字社等分	約 2 億 7 千万円
計	約 7 億 9 千万円

## 3 配分基準

被害区分	被害状況	基準額		
		国	県	合計
人的被害	死亡・行方不明者	35 万円	65 万円	100 万円
建物被害 (住家)	全壊（焼）	35 万円	65 万円	100 万円
	半壊（焼）	18 万円	32 万円	50 万円

## 4 八戸市への配分見込額

6 億 7 千 5 0 0 万円

(内訳)

り災程度	件数	支給額(円)	支給総額(円)
死亡・行方不明者	2	1,000,000	2,000,000
全壊	218	1,000,000	218,000,000
半壊	910	500,000	455,000,000
計	1,130		675,000,000

## 5 市への支給時期

配分委員会の決定後、早急に市町村に対して支給し、4 月中の支給を目指す。

日本赤十字社等から配分される義援金についても、早急に受入れの上、可能な限り県分と同時の支給を行う。

## 6 被災者への支給方法

国・県分合わせて、市の見舞金を振り込んだ口座に振り込みする

## 7 配分委員会について

### (1) 設置目的

県防災計画に基づき、県が受入れした義援金を公平かつ効率的に配分する

### (2) 審議事項

- ① 義援金の配分の対象
- ② 義援金の配分の基準
- ③ 義援金の配分の時期
- ④ 義援金の配分の方法

### (3) 委員構成

- ① 義援金受付団体・・・県、日赤県支部、県共同募金会
- ② 市町村関係団体・・・県市長会、県町村会
- ③ 被災地代表市町村・・・八戸市、おいらせ町、三沢市、階上町

### (4) その他

国の義援金配分決定委員会(4月8日)の決定を受け、県では配分委員会を設置し、4月14日に第1回委員会を開催。

## 東北地方太平洋沖地震に係る被災世帯への災害見舞金並びに生活必需品の給付について

今回の災害、特に津波により被災された方々の多くは、住家の損害の他、家財等の損害が大きく、早期の生活再建が困難な状況にある。

現在、被災された世帯に対しては、住家の損害状況に応じて国の制度である生活再建支援制度を活用していただいているが、支援金の給付までには期間を要する現状にある。

このことから、支援金支給までのつなぎの支援として、被災者の生活再建を促進するため、被災された世帯を対象に、住家の損害状況に応じて災害見舞金及び生活必需品の給付を行う。

### 1. 義援金を活用した災害見舞金（第一次）の給付

八戸市に寄せられた義援金（4月14日現在、約3億5千万円）を活用し、被災された世帯に対し住家の損害状況に応じ給付する。

#### (1) 見舞金

り災程度 (新判定基準)	金額
全壊	300,000 円
大規模半壊 半壊	100,000 円

※床下浸水は対象外

#### (2) 対象者

り災証明書により上記り災程度の区分により住家が被害を受けた世帯。

アパート、マンション等の集合住宅に居住している世帯も対象。

ただし、国の生活再建支援制度と同様に、1つの住家に複数の世帯が居住している場合は、そのうちの1世帯にのみ給付する。

#### (3) 受付期間

4月12日（火）～5月2日（月）の8:15～17:00

※4月23日（土）、24日（日）は除く

#### (4) 受付場所

八戸市庁 本館1階 市民ホール

#### (5) 受付状況

4月11日までに

	30万円	10万円	計
生活再建支援制度申請済み（申請不要）	118件	65件	183件
12日受付	24件	79件	103件
13日受付	19件	101件	120件
計	161件	245件	406件

## 2. 災害救助法に基づく生活必需品の給付

被災された世帯に対し、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品等を給付する。

### (1) 費用の限度額（平成 22 年度災害救助基準）

り災程度 (新判定基準)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに 加算
全壊	28,600円	37,000円	51,600円	60,400円	75,900円	10,400円
大規模半壊 半壊	9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円	3,300円

※床下浸水は対象外

### (2) 対象者

被災者生活再建支援制度、八戸市災害見舞金の申請をした世帯

### (3) 対象品目

基本：日常生活に欠かせない必要最小限度のもの

#### (ア) 被服、寝具及び身のまわり品

タオルケット、毛布、布団、洋服、下着、靴下、靴、サンダル、傘  
タオル、収納用品（衣装ケース・カラーボックス）等

#### (イ) 日用品

石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ  
文房具、ラジオ 等

#### (ウ) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具（ガスコンロ・卓上コンロ）、茶碗、皿、箸  
食器棚 等

#### (エ) 光熱材料

照明器具、暖房器具（こたつ・ストーブ（FF式ストーブを除く）・湯たんぽ・  
カイロ）、固形燃料（木炭、レンタン） 等

### (4) 購入方法

「生活必需品の給付に関する証明書」を持参し協力店から購入

代金は協力店が直接市に請求 の翌日

「証明書」の有効期限は、発行日から10日

### (5) スケジュール

4月13日(水)	各店舗を対象とした説明会の実施	98社参加
18日(月)	「協力店」申し込み期限	
19日(火)以降	「証明書」を随時送付	

## 3. 周知方法

(1) 報道機関（広告掲載・記者クラブへ記事掲載及び取材依頼）

(2) 市ホームページ

(3) BeFM

(4) チラシ配布



## 被災家屋解体・運搬支援事業について

今回の災害により被災された家屋等の解体及び解体廃材の運搬について支援事業を実施することとし、申請の受付を 4 月 1 日より開始しました。

=====

### ○対象物件

- ・ 被災程度が半壊以上の家屋。
- ・ 上記家屋に付随する小屋も対象。(小屋単独の場合は除く)
- ・ 店舗兼住宅、個人が所有する貸家(アパート)も対象。

### ○支援の内容

家屋等の解体及び解体により発生した廃材の運搬。

(対象家屋の基礎部分、地下部分は対象外、また改装工事等に伴う一部分の撤去は対象外)

### ○申請方法

申請書に必要事項を記入し、環境政策課へ提出。

(申請書、同意書は環境政策課の窓口、各避難所、公民館に設置)

### ○申請期間

4 月 1 日から 6 月 30 日

### ○申請書に記入して頂く事項

住所、氏名、連絡先、延べ床面積、建物構造、築年数 等

○解体工事の開始前に済ませて頂くこと

- ・電気（引込線の撤去）、ガス、水道、固定電話（引込線の撤去）の解除
- ・トイレの汲み取り
- ・室内の残存物（家具等）の撤去（貴重品等の取扱いにつきましては、市・業者共に責任を負い兼ねるため適正管理が必要）

《注意事項》

- ・申請者と所有者が同一の場合、相違が無いか確認します。
- ・申請者と所有者が異なる場合、所有者の同意書が必要です。
- ・所有者が複数の場合、全員の同意書が必要です。

所有者の解体の意向が確認できた被災家屋から順次作業を開始致します。所有者の確認が出来ない場合、同意書の提出が無い場合は解体作業に着手出来ませんので、ご了承願います。

○平成 23 年 4 月 14 日現在の申請件数 60 件

被災家屋解体・運搬支援事業に関するお問い合わせ  
環境政策課 43-9265、43-9362(直通)



## 災害ごみ収集状況について

1. 家庭系災害ごみ収集について
  - ・収集地区 新湊、市川、河原木、江陽、小中野、鮫、白銀、金浜
  - ・収集期間 平成23年3月19日(土)～平成23年3月30日(水)
  - ・収集ごみ量 4,130t
  
2. 事業系災害ごみ収集について
  - ・収集地区 新湊、市川、河原木、江陽、小中野、鮫、白銀、金浜
  - ・収集期間 平成23年4月4日(月)～平成23年6月30日(木)
  - ・収集ごみ量 6,030t(平成23年4月9日現在)
  
3. 仮置場について
  - ・旧水産加工団地運動場 13,224㎡
  - ・東部終末処理場 31,730㎡
  - ・ポートアイランド 35,600㎡
  - ・旧食肉処理場 13,000㎡
  
4. 経費(平成22年度分)
  - ・収集経費 2,820万円
  - ・仮置場整備費 1,880万円(管理費を含む)
  - 合計 4,700万円
  
5. 清掃事務所、リサイクルプラザ、天狗沢最終処分場への自己搬入について
  - ・搬入期間 平成23年3月14日(月)～平成23年4月15日(金)
  - ・搬入量 家庭系 38t(平成23年4月11日現在)
  - 事業系 645t(平成23年4月11日現在)
  
6. 通常ごみの収集停止期間について
  - ・平成23年3月16日(水)～平成23年3月28日(月)

## 津波により新井田川に座礁した船舶等の撤去について

3月11日の東北地方太平洋沖地震による津波によって、新井田川に流され座礁している船舶等を14個確認している。

河川管理者である 県 三八地域県民局 地域整備部 河川砂防施設課によると、所有者が自ら撤去するもの、県が代行撤去するものなど、5月末までには全て撤去させる方針で調整中とのことである。

### 1. 船舶等の数量 14個

(内訳) 漁船5個、ボート3個、コンテナ1個、漁船部品4個、浮棧橋1個

### 2. 座礁箇所

JR八戸線付近(大字湊町)から長館橋付近(大字田向)までに点在

### 3. 今後の動き

#### 1) 所有者が判明しているもの4個

所有者自ら撤去するもの、県が代行で撤去するもの、漁港管理者と所有者が協議中のものなど、5月末までには撤去される予定。

#### 2) 所有者が判明していないもの5個

所有者について調査中であるが、5月末までには県が代行で撤去し仮置場に移動させる予定。

#### 3) 外形上その効用をなさない状態にあると判断したもの5個

4月17日までに県が撤去する予定。

## 公営住宅等への一時入居について

### 1 これまでの経緯

平成23年3月14日～3月25日 一時入居第1回受付開始  
 平成23年3月28日 第1回分入居先決定  
 (申込者155名へ電話連絡)  
 平成23年3月31日 説明会・鍵渡し(市・県)  
 平成23年4月1日 入居開始(市・県)  
 平成23年3月26日～4月1日 一時入居第2回受付開始  
 平成23年4月4日 第2回分入居先決定、雇用促進住宅入居説明会  
 平成23年4月8日 国家公務員宿舍入居説明会、鍵引渡し、公営住宅等一時入居申し込みについて、すべて、鍵を引き渡し完了。  
第3回分入居締切、(11日現在、1名(県外)の申し込み)、県営住宅の2回目の締切日は4月8日。(申込者0)

### 入居決定戸数

( )は累計

	4/1		4/4	
	提供可能戸数	入居者決定数	提供可能戸数	入居者決定数
市営住宅	41	28	13	7(35)
県営住宅	17	10	5	-(10)
雇用促進住宅	135	65	70	-(65)
国家公務員宿舍	39	39	0	0(39)
計	232	142	88	7(149)

### 入居決定戸数

	4/14		提供可能戸数	入居者決定数
	提供可能戸数	入居者決定数		
市営住宅	6	-(35)		
県営住宅	18(※1)	-(10)		
雇用促進住宅	62(※2)	-(69)		
国家公務員宿舍	0	-(38※3)		
計	86	(152)		

※1 県営住宅は、入居可能団地、戸数に追加、増加による戸数。

※2 雇用促進住宅は、提供可能戸数が、135戸から131戸。

※3 国家公務員宿舍は、キャンセルが出たのと、1戸大きな修繕工事が必要なことが判明し、入居可能戸数、決定戸数38戸。

## 2 今後スケジュール、方針

今後は、下記のとおりとする。

- ① 市営住宅は、締切日を定めず随時募集、入居決定とする。
- ② 雇用促進住宅は、随時募集、入居決定。

## 住宅の応急修理制度について

### 1 申し込みの状況

月	日	申し込み件数
4	1 (受付開始)	29
	2 (土) ~ 8 (金)	56
	9 (土) ~ 14 (木)	43
	計	128

## 東日本大震災にかかる八戸市復興計画の策定 及び八戸市震災復興本部の設置について

### 1. 主 旨

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の社会的機能や社会経済活動の迅速な復旧を図るとともに、今回の経験・教訓を活かした更なる災害に強いまちづくりに向けて計画的な復興を目指すため、八戸市地域防災計画（地震編）第5章第7節に基づき、八戸市復興計画（以下「復興計画」という。）を策定する。

また、震災復興に向けた市の組織体制を強化するため、震災復興の総括・企画調整を行う八戸市震災復興本部を設置する。

### 2. 復興計画の構成

復興計画の構成は、次のとおりとする。

- ① 復興の理念 ② 復興の基本方向 ③ 重点施策

### 3. 復興計画の計画期間

復興計画の計画期間は10年（平成23～32年度）とし、毎年度、進行管理し、復興の局面や社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを行う。

### 4. 復興計画の策定体制

復興計画の策定にあたり、専門的な見地から幅広く検討していくため、関係機関や団体等で構成する八戸市復興計画検討会議を設置する。

### 5. 復興計画の策定期限

平成23年度9月をめどに復興計画を策定する。

なお、当面重点的に取り組むべき施策や事業については、平成23年6月をめどに取りまとめることとする。

### 6. 八戸市震災復興本部の設置

震災復興に向けた市の組織体制を強化するため、現在災害対応業務の総括を行っている八戸市災害対策本部と併行して、震災復興の総括・企画調整を行う八戸市震災復興本部を設置する。また、その担当部署として、総合政策部政策推進課の中に、震災復興推進室を設置する。

#### 八戸市地域防災計画抜粋

（地震編 第5章 災害復旧対策計画 第7節 計画的な復興）

大地震により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあっては、迅速な原状復旧を目指すか、または更に災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、計画的復興を行う場合は、以下のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

## はちのへ水産復興会議の設置について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた  
当市水産業の復旧及び復興を適切かつ迅速に推進するため、はちのへ水産復興  
会議を設置する。

### 1 設置日

平成 23 年 4 月 11 日

### 2 検討事項

- (1) 生産・流通・加工分野の復旧について
- (2) 八戸の水産業復興ビジョン策定について
- (3) その他当市水産業の復旧及び復興について

### 3 構成員

- (1) 漁業生産者
- (2) 卸売業者
- (3) 仲買人
- (4) 水産加工業者
- (5) 学識経験者
- (6) 八戸市
- (7) 青森県

### 4 部会

復興会議での課題等について調査・研究するために、部会を設置する。

- (1) 生産・流通基盤復旧部会
- (2) 水産業復興ビジョン部会

# はちのへ水産復興会議

- 会長・小林 眞 (八戸市)  
副会長・宝多森夫 (青森県)  
委員・川村嘉朗 (㈱八戸魚市場)  
・熊谷拓治 (八戸みなと漁業協同組合、八戸漁業指導協会)  
・福島哲男 (八戸商工会議所)  
・榊 佳弘 (八戸魚市場仲買人協同組合連合会、八戸水産加工業協同組合連合会)

## 生産・流通基盤復旧部会

- 部会長・服部昭 (八戸市魚市場運営審議会)  
委員・工藤良弘 (八戸市農林水産部)  
・高橋政典 (八戸漁業指導協会)  
・河村桂吉 (青森県遠洋沖合漁業振興協議会)  
・谷地源士郎 ( " )  
・福島全良 ( " )  
・出貝元也 (㈱八戸魚市場)  
・神子沢一夫 ( " )  
・河村喜久雄 (八戸みなと漁業協同組合)  
・江尻佳穂 ( " )  
・木下幹次 (市川漁業協同組合)  
・福嶋一雄 (八戸鮫浦漁業協同組合)  
・石井作美 (八戸市南浜漁業協同組合)  
・野田一夫 (八戸魚市場仲買連)  
・島守賢 ( " )  
・町田健司 ( " )  
・武輪俊彦 (八戸水産加工連)  
・舘攻 ( " )  
・三戸芳典 (青森県八戸水産事務所)  
・葛西幸一 (三八地方漁港漁場整備事務所)

## 水産業復興ビジョン部会

- 部会長・武輪俊彦 (八戸水産加工連)  
委員・大坪秀一 (八戸市総合政策部)  
・工藤良弘 (八戸市農林水産部)  
・石川大蔵 (八戸漁業指導協会)  
・岡沼明見 (青森県遠洋沖合漁業振興協議会)  
・大館政司 (㈱八戸魚市場)  
・江尻佳穂 (八戸みなと漁業協同組合)  
・野田一夫 (八戸魚市場仲買人協同組合連合会)  
・福島全良 (八戸魚市場仲買青年会)  
・津島正春 (青森県総合販売戦略課)  
・山内高博 (青森県水産振興課)  
・石戸谷満 (青森県漁港漁場整備課)  
・吉田悦子 (㈱ファーストインターナショナル)  
・高森訓 (八戸商工会議所)

アドバイザー

- ・中居裕 (東京海洋大学)